

当行は、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合事業主」として、2009年8月に2回目の認定を受けました。

当行は、職員が能力を十分に発揮しながら、仕事と子育ての両立を図ることができる、「明るく働きやすい職場環境」の実現を推進しています。

今後も、以下の行動計画に基づき、職員が職場および家庭等において、充実した時間を過ごせる環境作りと次世代育成を支援し、積極的に地域社会へ貢献できるように、取り組んでまいります。

<行動計画>

1 計画期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。
男性行員・・・当該計画期間内に、1人以上取得すること。
女性行員・・・取得率を70%以上とすること。

<対策>

男性も育児休業を取得できることを周知するために、平成21年4月以降に実施される部店長会および本部集合研修（新入行員研修を含む）等にて管理職および一般職員について周知・徹底を行う。

目標2 小学生未満の子を持つ職員が、本人の申出により、始業または終業の時刻の繰上げまたは繰下げできる制度の周知・徹底を図る。

<対策>

平成21年4月以降に実施される部店長会および本部集合研修（新入行員研修を含む）等にて、管理職および一般職員について周知・徹底を行う。

目標3 妊娠中および出産後の女性職員について、母子の健康の確保について、全職員が健康管理できる体制を整備し、より一層の周知・徹底を図る。

<対策>

平成21年4月以降に実施される部店長会および本部集合研修（新入行員研修を含む）等にて、管理職および一般職員について周知・徹底を行う。